

離婚届を提出された方へ

離婚届に関する手続は下記のとおりです。該当する項目は、平日の開庁時間内に早めに手続をしてください。
ご不明な点は、担当窓口へ直接お問い合わせください。

- ◎戸籍謄本は本籍地以外でも取得できますが、届出後から届出の内容が反映された戸籍が発行できるようになるには日数がかかります。
◎那須塩原市以外に住民登録がある場合には、届出の内容が反映された住民票が出来上がるまでに約1週間程度かかります。
◎住民票、戸籍証明書等を請求する際は、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

手続項目		手続内容	必要な書類等	担当窓口
☐	入籍届	父母の離婚等によって、父母と別戸籍となったお子さんを父母(母または父)と同じ戸籍に入れる場合には届出が必要です。	☐ 子の氏の変更許可の審判書謄本(家庭裁判所で発行されます)	市民課 戸籍係 62-7133
☐	印鑑登録	旧姓での印鑑登録は廃止されます。 再度登録を希望される場合は、新しい氏名で新規登録が必要です。	☐ 印鑑登録証(旧姓のもの) ☐ 新しい氏名の印鑑 ☐ 本人確認書類(運転免許証等)	市民課 市民係 62-7132
☐	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	氏名変更に伴う記載事項の変更手続きが必要です。	☐ マイナンバーカード・住民基本台帳カード (注)暗証番号の入力が必要となります。 ☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 受理証明書(市外で婚姻届を提出した場合)	
☐	国民健康保険	氏名変更に伴う国民健康保険資格確認書等の切替、または扶養への加入・脱退の手続きが必要です。	☐ 国民健康保険資格確認書等 ☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ☐ 印鑑(任意)	
☐	国民年金	氏名変更、または種別変更(第1号から第3号、またはその逆)の手続きが必要です。	☐ 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など) ☐ (種別変更の場合)配偶者の年金手帳	国保年金課 国保年金係 62-7129
☐	児童手当	受給者が変更になる場合は、現受給者の消滅届と新受給者の認定請求書の提出が必要です。		子育て支援課 給付係 46-5533
☐	児童扶養手当	ひとり親家庭になった場合、申請することで支給の対象となる場合があります。		
☐	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の親と子が医療費の助成を受けるために、受給資格の登録申請が必要です。	☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ☐ 対象者全員分の加入している健康保険の資格が確認できるもの	
☐	住所変更(市内での転居)	離婚と同時に市内で住所を異動される方は、転居届の提出が必要です。	☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ☐ マイナンバーカード(お持ちの方のみ) (注)暗証番号の入力が必要となります。 ☐ 顔写真付き住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) (注)暗証番号の入力が必要となります。	市民課 市民係 62-7132
☐	住所変更(市外からの転入)	離婚と同時に那須塩原市に引っ越される方は、転入届の提出が必要です。	☐ 前住所地発行の転出証明書 ☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ☐ マイナンバーカード(お持ちの方のみ) (注)暗証番号の入力が必要となります。 ☐ 顔写真付き住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) (注)暗証番号の入力が必要となります。	
☐	その他 (市役所外)	運転免許証、預貯金、携帯電話などの各種名義変更が必要です。	詳細は各機関(警察署、金融機関、携帯電話会社など)へお問い合わせください。	